

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンモール新発田

所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号

設置者 イオングループ株式会社

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

・イオングループ株式会社（食品以外）及びイオングループ株式会社以外

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前7時

3 変更を予定する年月日

平成24年6月1日

4 変更の理由

営業計画変更のため。

5 届出年月日

平成24年5月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成24年5月29日から平成24年9月29日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

E メ ー ル ngt050020@pref.niigata.lg.jp